

平成21年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会

日 時 平成21年6月15日(月) 午後6時30分～午後8時25分

場 所 市役所本庁舎2階 202会議室

出席者 角田義寛会長、傳法公磨副会長、青木昭子委員、五十嵐満行委員、砂子タケ子委員、熊谷美香委員、長 良幸委員、西 陽子委員、松原勇夫委員、三島照子委員、上田 均委員、吉田宏和委員(欠席:柴田由美子委員、村山俊之委員、今中建夫委員)

【事務局】 企画経済部長 佐々木隆哉、協働推進・市民の声を聴く課長 藤田 隆、協働推進・市民の声を聴く課主査 岩本隆行、田村奈緒美

傍聴者 0人

=====

【角田会長】

おばんでございます。予定の方がおそろいになりましたので、ただ今から平成21年度第1回目の市民参加制度調査審議会を開催したいと思います。

本日は皆さま大変お忙しい中ご出席していただき心からお礼申し上げます。条例施行後、我々は第4次の審議会ということでございますが20年度、21年度、2か年の任期でございますが、20年度に続きましていよいよ最終年度に入ったわけでございます。20年度の3回目の審議会で中間的にこの審議会としての答申のポイントとして皆さま方の議論をもとにいたしまして3つほどのポイントを整理させていただきました。1つは具体的な事例に対応した手続制度化基準マニュアルを作ってはどうかということ。それから2つ目は職員研修のさらなる充実が必要でないかということ。3つ目は、市民の参画意識をなんとか高める対策を検討すべきであると、この3点について整理してきました。今日は平成20年度における市のほうの、実施運用状況を説明いただいたうえで質疑応答をしていただいて、前年の3月に整理したポイント以外でさらに改善したほうが良いのではないかとということを中心に進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。今年度のスケジュール的には事務局に確認いたしましたら3回ほど予定しておりまして今回が1回目でございます。今回で疑問点その他、時間が足りない場合には次回に若干時間をとっていただけるようでございます。今回質疑応答、2回目であらあらの答申に向けての論点整理、3回目は最終的な答申というようなスケジュールでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず、始めます前に事務局のほうで人事異動があったようでございますので事務局職員を紹介していただきたいと思います。

【事務局(佐々木部長)】

事務局の佐々木でございます。この4月の人事異動で担当の課長、協働推進・市民の声を聴く課長が松田から、私の隣におります藤田に代わりましたので、ご紹介いたします。

【事務局(藤田課長)】

皆さんこんばんは。この4月に教育委員会のほうから前任の松田課長に変わりました。

いろいろとお世話になると思います。よろしく願いいたします。

【角田会長】

ありがとうございました。今日は、柴田委員、村山委員、今中委員、3名の方が欠席でございます。熊谷委員につきましては所用がありまして1時間ほどで退席をされると伺っております。よろしく願いいたします。

それでは早速、議題に入りたいと思いますが、本日の議題は平成20年度市民参加手続の実施運用状況ということでございます。毎回と同じく、終了時刻は8時半位をめぐり考えておりますので皆さんご協力をお願いいたします。それではまず資料の説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局(田村主査)】

私のほうから資料の1から4までをまず一括して説明させていただきます。

先日、送付いたしました資料のほうはお持ちでしょうか。お持ちでない方がいらっしゃいましたら準備がございますのでお渡しいたします。座ったままで説明をさせていただきます。

まずは資料1からです。資料1は平成20年度の市民参加手続の実施状況です。手続の内容は審議会、パブリックコメント、ワークショップ、縦覧・意見書提出手続、その他の5つに分類をしています。参加人数は、審議会は出席委員の人数、パブリックコメントや縦覧は意見提出者の人数、ワークショップ、その他については出席者の人数をそれぞれ掲載しております。3ページにまとめを掲載しておりますのでご覧ください。平成20年度は34の案件に対しまして44の手続きを実施しております。参加人数は369名です。審議会は26件で244人、パブリックコメントは9件で43人、ワークショップは1件で66人、縦覧は5件で、縦覧にいらした方が2人いらっしゃいますが意見書提出はありませんでした。その他としましては、4月にオープンしました厚田の観光案内所の意見交換会、浜益温泉の営業時間変更の地域説明会、都市計画の変更に関する地域説明会の3件を行っております。前々回の審議会の中で地域説明会はすでに決まったことの報告と捉えられるおそれがあるという意見をいただいておりますので、他の法律できめられているもの以外は平成21年度からはすべて意見交換会に改めしております。前年度の比較としましては件数が21件減っております。参加人数が316人減っております。件数が減った要因としましては、圧倒的に審議会への諮問が減っております。情報公開・個人情報保護審査会や社会福祉審議会の諮問は平成19年度8件ずつございましたが、平成20年度は3件と1件ですので合計4件です。これで大きく減っているかと思われそうです。参加人数が減った要因ですが、意見交換会などの参加人数が減ったことがあげられます。平成19年度には自治基本条例の説明会や市民活動情報センター開設にあたっての説明会がありまして、225人の出席をいただいておりますが、平成20年度につきましては浜益温泉の営業時間変更の意見交換会に14人の方にお越しいただいただけとなっております。その他は審議会の諮問件数が減ったことによるものかと思われそうです。

続きまして資料2にうつります。資料は4ページになります。7ページにまとめを掲載しております。平成20年度末では44の審議会のうち29の審議会が開催されております。合計の延べ回数は174回、そのうち公開で実施しているものは86回ございます。傍聴者は109人で、1回あたりの傍聴者数は1.27人となっております。傍聴者数の変化ですが平成19年度は152人で1回あたり1.83人となっておりますので、0.56人の減となりました。減った要因としましては、平成19年度に水道事業運営委員会が6回の開催で71名の方に傍聴いただいております、これは1回あたり約1.2人になります。これが5回で8人と減っていることがあげられます。平成20年度で傍聴が多かった審議会

は第2回の福祉有償運送運営協議会が8人、第4回介護保険事業計画等作成委員会が5人となっております。年度内に一度も傍聴がなかった審議会は2つございました。情報公開・個人情報保護審査会と浜益区地域協議会です。議事録公開までの日数は平均30.8日となりました。平成19年度は36日でしたので5.2日早くなっております。要点筆記、全文筆記として分けて見てみますと、要点筆記は28日、全文筆記は34日ほどかかりますので、全文筆記のほうが議事録をおこすのにも、委員のみなさんにご確認いただく手続きにも時間がかかってしまうという傾向があるようです。また、今回も残念ながらあい・ボードの掲載できなかつたものが2件ございました。どちらも担当者の報告漏れが原因です。平成18年度は7件、平成19年度は5件ですので、年々減ってきてはおりますけれども、根絶というのは大変難しい状況です。その都度担当者のほうには注意しておりますし、研修会などでも事務の流れについても説明はしておりますが根絶には至っておりません。

次に資料3を説明させていただきます。資料3は平成20年度に実施しました、パブリックコメント手続の実施状況です。資料は8ページになります。平成20年度は9つの案件で43人の方から45件のご意見をいただきました。平成19年度には14案件で30名の方から94件のご意見をいただいておりますので、案件としては5件減りました。人数は13人増えております。意見の件数は49件減っております。パブリックコメント1件あたりの意見提出者数は4.8人です。平成19年度は2.1人ですのでかなり上がっております。提出者が増えた要因としましては、3番目の「暴力団員に対する石狩市営住宅等の使用制限について」という案件で市営住宅に入居されている方にパブリックコメントのご案内をしたところ、暴力団員の入居を制限してほしいという主旨の意見がかなりあがっておりまして人数も多くなっております。また、同じご意見でしたので意見としては全部1つにカウントしていますから32人の方から件数としては4件ということになります。浜益温泉の営業時間の変更に関しては、パブリックコメントの他に説明会も開催しておりまして、多くのご意見をいただくことができました。

次に資料4にうつります。資料4は平成20年度市民参加手続を行わなかつた案件です。資料は9ページになります。これは石狩浜海水浴場（あそびーち石狩）のほうでプレジャーボートが進入できない区域を定めたもので、条例でいう別表の6番目、国や道などが市域を対象とする規制の制定改廃をすることに対して市としての態度を決める時に当たります。これについてはやむを得ない案件として市民参加手続を実施いたしませんでした。市民の声を活かす条例の中では、やむを得ない理由で手続を実施しないということが認められておりますが、その場合には速やかに手続きをしなかつた理由、市が下した決定の内容とその理由などを公表することになっております。資料のほうはホームページに掲載した内容です。広報、あい・ボードのほうには全てを掲載できませんので、概略版を掲載いたしました。この案件の経緯ですが、区域の指定をするにあたって北海道から通知をいただいたのが4月18日です。5月21日までに区域の設定の申し出をする必要がありましたが、パブリックコメントを実施するまでには、十分な周知期間が取れなかつたこと、それから海水浴客とプレジャーボートとのトラブルが多発しておりまして、緊急に安全性を確保する必要があったことから手続きを実施しておりません。市が決定した内容というのは資料4の位置図にあるとおりです。市としては苦情やトラブルを解消して安全・安心な海水浴場にするためには、プレジャーボートの進入禁止区域を指定する必要があるという考え方から、位置図の範囲を指定する申し出を北海道にいたしました。区域の指定にあたっては学識経験者、国の関係機関、対象となる市町村、漁業協同組合、海洋性レクリエーション関係者などで構成される水域利用調整協議会というもので意見の聴取を実施しまして全会一致で承認をされております。資料4まで

の説明は以上です。

【角田会長】

ただいま事務局のほうから、平成20年度の実施運用状況について説明をいただきました。資料1から資料4まででございますが、これについてのご意見ご質問などがありましたら、お受けしたいと思います。録音をしておりますので、指名いたしましたらお名前を言ってから発言していただきますようにお願いします。

よろしいですか。それでは、ご質問等が無いようですので次に入りたいと思います。

それでは資料の5、平成20年度要検討事例調書の説明をお願いします。

【事務局(田村主査)】

資料の10ページをご覧ください。平成20年度にありました案件の中で要検討の事例をあげさせていただきます。この案件は、若葉小学校と紅葉山小学校を統合するにあたりまして、統合準備委員会というものを発足いたしました。その中に公募委員が含まれていない、市民参加制度が活用されていないというご意見が保護者から、私ども協働推進・市民の声を聴く課に寄せられたものです。

この2校の統合にあたっての取り組みの経過を簡単に説明させていただきます。平成19年10月から2校の保護者、町内会長、地域住民などを対象とした説明会を延べ5回開催しております。平成19年の12月からはパブリックコメントを実施いたしました。3人の方から11件のご意見をいただきました。これらのご意見を受けまして平成20年の2月に教育委員会会議で統合が決定されております。平成20年6月に「統合準備委員会」を設置いたしました。設置の目的は、統合後の学校名、校章、学校の施設、通学路の安全対策などを検討するためです。6月から今年の4月まで、6回に亘って統合準備委員会を開催しております。その中で統合に向けての準備を進めてまいりました。統合準備委員会では統合したあと、利用する予定となっております、若葉小学校の施設見学会を保護者を対象に実施しております。

その他、2校の児童と保護者を対象にした校舎の改修アンケート、児童を対象とした学校名の公募と投票により学校名を決定しております。それからすべての方を対象に校章を公募いたしました。この選考についても統合委員会で実施しております。また、校区内にあります「紅葉山子育て21」という団体と登下校時の安全対策を検討しております。この「紅葉山子育て21」という団体は紅葉山小学校の中の保護者、校区内の町内会長、交通安全母の会、学校関係者などで構成されておまして、子どもたちを取り巻く環境の整備と健全育成を目的として設置されているものです。

平成19年度に実施しました、統合説明会やパブリックコメントの中で、統合にあたっては準備委員会を設置し、十分な検討が必要である、というご意見をいただいております。その都度、準備委員会を設置し、メンバーは両校の保護者を中心に考えているという回答をしております。

平成20年6月に設置した準備委員会では両校のPTA会長が各1名、副会長各2名、学校支援推進員が各1名、校長、教頭1名ずつの計12名で構成をいたしました。第1回の統合準備委員会終了後に発行したおたよりをご覧になった保護者からのご意見を受けまして、平成20年9月に一般公募を行いました。応募はございませんでした。地域教育推進室では、準備委員会だけですべてを決めるものではなく、施設の改修にあたっては児童や保護者へのアンケート、校名や校章は公募、通学路の安全対策については地域の方との協議を行うなど、さまざまな方法で意見をいただくことができるということから公募委員を加えなくても十分であるという判断をしたものです。本日、地域教育推進室の担当の佐藤

参事が同席されておりますので、何かございましたらお答えをこの場で差し上げたいと思います。説明は以上です。

【角田会長】

これは前回、熊谷委員のほうから話題提供された件でございますね。

統合のスケジュールは決まっていますか。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

統合は平成22年の4月ということで決まっております。

【角田会長】

22年4月に統合するということですね。

【傳法副会長】

公募委員を加えるというご意見は、具体的にどういう人をというものがあるのですか。とにかく公募委員がないから入れたらどうかというようなご意見ですか。

【事務局（田村主査）】

私どもに市民の方から直接お電話いただきまして、公募委員を入れるというように、パブコメなどで回答しているにもかかわらず、全く募集がなかったということで、これはどういうこと何ですかというご質問がまず寄せられました。それに対しては、先ほども説明いたしましたとおり、メンバー構成については公募を加えなくても十分であるという判断があったということでさせていただきました。後になってやはり必要であるということから9月に募集をしております。

【傳法副会長】

しかし、応募がなかったということですね。

【長委員】

公募の期間はどのくらいですか。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

1ヶ月とっています。

【角田会長】

公募はしたけれども応募がなくて、その後、準備は進んでいるわけですが、そのことについては最初に意見を言った方は何も言って来ないのですか。

【事務局（田村主査）】

私どもの担当のほうには寄せられておりません。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

教育委員会にも特にございません。

【角田会長】

意見があるけれども、意見を言う機会がなくて、不満に思っているというような感じではないですか。単に公募委員が入っていないではないかということだけなのではないでしょうか。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

意見交換会やパブコメの中で、保護者を中心に組織していきますと回答をしております。ただ、教育委員会としましては、保護者の方につきましてはPTAの会長、副会長も保護者の代表ということもございまして、そういうことでは保護者の方も入っておりますので、問題はないと考えております。

【西委員】

感想ですけどよろしいでしょうか。やはり公募をするということはとても大事だと思います。今回は誰も手をあげる人がいませんでしたけども市民参加ということであるならば、やはり各審議会の公募枠というのがありますから、結果としていなかったのもそれで十分できるという現実をよく理解できますけども、やはり姿勢に対する指摘があり、また市が早急に公募するということに対応したことは画期的なことで、このような案件があった時に姿勢として示していただくことが、市民が行政の今後について意見を出したりできることになりますので、これはながれとしては良かったと認識しています。

【角田会長】

今、西委員のほうから公募はするべきという意見が出されましたけれども、それ以外、「いや、そうではない」というような意見ございますか。

【長委員】

公立の学校の統廃合については、私どもの厚田においてもかなり進んでおりまして、私は若葉小学校と紅葉山小学校がどれくらい離れているのかもわからないし、子どもが通学するのに不便がない、あるいは危険がないという距離なのだと思いますが、統廃合についてはかなり意見があるということで、それと、花川地区と私の住んでいる厚田区では学校の位置づけがかなり違います。学校が無くなること自体が、地域が無くなっていくということで、私は古潭に住んでいますが、まるっきりそれを感じていますので、学校の統廃合を検討される前には、その場しのぎのことではなく、もう少し広い目で見られて全市的にご検討されて、そういう事をやはり前もって進めていく必要があるのではないかと思います。そういう中に市民の方が意見を言えるような形のマスタープランづくりが必要だろうと感じておりますので、ぜひ、そういう事に合わせて検討していただきたい。そういうものがあれば、ひとつひとつの案件でのトラブルが少なくなるのではないかと感じております。

【熊谷委員】

学校の統廃合をする場合は、説明会をやって、パブコメをやってというような流れはある程度決まっているのでしょうか。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

やはり、保護者や学校があります地域に説明に入って、意見交換をして、皆様のご意見をお聴きしながらというのが大前提になります。

【角田会長】

実際にお子さん持っている熊谷委員として、こういう流れでいいということですか。

【熊谷委員】

この資料を見て実際にこういう流れだというのがわかります。

【角田会長】

それすらわからなかったということですね。

【熊谷委員】

わからなかったです。こういうものを市民に出していればスムーズに行くのかなと思います。

【砂子委員】

実際、孫が行くのですが距離は倍になりまして、一番危ないのは生協の駐車場から防風林に渡るところで、横断歩道もあるそうですが、一旦停止する車はほとんどみかけないということで、統廃合の流れ

も大切ですが、大切な子どもたちの命を守るということのほうも一緒に考えていただければと思います。防風林も非常に怖いですね。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

「紅葉山子育て21」の中でも、防風林の中には暗い場所もあるということで街路灯の設置要望も出ております。

【角田会長】

砂子委員はこの統廃合にかかわる、こういった一連の流れは納得しますか。

【砂子委員】

流れは納得しますけれども、公募しても応募者がいなかったというあたりはさみしいかなと思いました。セッティングはできたけれども食べる人はいないというようなさみしい感じがしますよね。

【長委員】

流れの中で若干気になるのが説明会を5回やったのはいいのですが、それが10月から12月までの2ヶ月という短期間にやられていて、このようにいろいろな方の考え方や意見がある程度熟成させていく場合にはあまりにも期間が短すぎたのではないかと思います。少なくとも6ヶ月くらい、一呼吸おいていただいて、こういう事が前もって予測されるのであれば、早くから意見交換会などをされていけば、公募しても応募者が出てくる可能性もあるのではないかという気がします。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

ご意見も踏まえまして、またこのようなことがあれば、さまざまな説明会や意見交換会を行っていくということで取り進めてまいりたいと思います。

【五十嵐委員】

若葉小学校にはカルチャーセンターが設置されていたと思いますが、カルチャーセンターを利用されている団体の方々などの説明などはされたのでしょうか。地域住民となっていますからそこに含まれているのかもしれませんが。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

ご利用いただいているの方々につきましては全て説明申し上げて、ご理解をいただいているという上で現在取り進めております。

【五十嵐委員】

個人的には使えなくなるという話はきいていたのですが、私は文化協会の副会長をやらせていただいているのですが、団体の会長なりが意見交換会に参加させてもらえればまた違ったかもしれないという気もします。今後、今まで利用されている方々がどこへ移るのか、我々はまだ聞いていませんが、その辺がどうなっているのかわからなかったのですが。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

直接の担当ではないので詳しいことはわかりませんが、その辺の整理は一応されて、ご理解いただいていると聞いております。

【五十嵐委員】

担当は社会教育課だと思いますから、確認していただいて次の会議に教えてください。

【角田会長】

今、21年の6月ですが、22年4月までのスケジュールはどうなっているのですか。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

統合後に使用する学校が若葉小学校ですから、施設改修を進めていきます。それには当然時間がかかりますから、開校までに終了させてリニューアルされた校舎の中に入れてもらうように進めております。

【砂子委員】

耐震は大丈夫ですか。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

耐震も補修しなければならないところがありまして、これもすべて合わせて改修していきます。

【角田会長】

工事期間はどのくらいみえていますか。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

子どもたちがいる中でやっていきますから、夏休みなどの期間を利用しながらということで、そういう事を考えると、時間的に少しかかるのかなと考えております。

【角田会長】

これから具体的な工事に入るわけですから、いろいろな人から意見を聴く場がどれくらいあるのかを聞きたかったのです。この4月で準備委員会が終わっていますよね。これ以降はこういったものはもう開かれないのか、さらにまたいろいろな事を聴いていくのか。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

統合準備委員会では、校章、校名、施設改修、通学路の安全対策の4つの項目を協議するという事になっております。

【角田会長】

協議中ということですね。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

すでに協議はされましたので、統合準備委員会というのは4月の段階で終わりました。

【三島委員】

今後のスケジュールを広報などで市民に提示する計画はないのでしょうか。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

今後のスケジュールといいますと、工事のスケジュールなどでしょうか。

【三島委員】

工事のスケジュールとか、ほかにもいろいろあるかと思いますが。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

これから工事に入っていきますので、工事のスケジュールなどを皆さんにお知らせしていくということは考えています。

【三島委員】

紅葉山小学校と若葉小学校のお知らせが町内会の回覧板でできますけれど、22年4月開校までのスケジュールを広報いしかりなど、そういう紙面でこれからの計画みたいなものは、市民に報告するという計画はありますか。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

今のところ、具体的にを行う工事関係は考えていますけれども、統合するまでのスケジュールというも

のについては、今のところ考えてはございません。

【傳法副会長】

統合準備委員会で統廃合、統合するというについては同意を得られているのですね。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

教育委員会で決定をして、さらに議会のほうでも統合されるということは承認されております。

【傳法副会長】

同意されているということですね。そして今は途中の改築とか、その他の事務的な準備ですから、そういう意味ではあまりお考えになっていないと。細かいスケジュールについてはお話する必要はないと考えたほうがいいのか、内容として私はそれでよろしいかと思えます。

【三島委員】

市民の間では先ほど砂子委員が言われたとおり、生協の裏が危ないからどうするのかということは結構話されています。その答えはどこから出て来るのか、誰に聞いたらいいのかというのが意外となくてなんとなく、自分たちに子どもはいませんが、生協の裏は暗くて心配とか、北の防風林はうるしがたくさんあって、あまりわからない紅葉山の子もたちが入ってしまったらどうなるかという心配があるので、やはり何らかの方法で、先ほど言われたように準備委員会で明るくするとか、交通安全母の会でバックアップしますよという広報は必要かなと思えます。

【角田会長】

統合準備委員会だよりというものを出しているのですね。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

出しています。

【角田会長】

その中で今、三島委員が言われたようなことの周知は可能だと思いますが、やっていないのですか。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

統合準備委員会で協議された内容につきましては、その都度、準備委員会だよりを利用して保護者の方や地域の方たちに周知してきております。

【角田会長】

三島委員、どうでしょうか。それでももっと広範囲なお知らせをすべきでしょうか。

【三島委員】

そのようにしているのであればいいかと思えます。

【長委員】

4月21日開催の第6回準備委員会で終了したということですが、統合準備委員会という組織はもうなくなっているのですね。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

はい。組織としては解散という形です。

【長委員】

だから当然、準備委員会だよりというものはないですね。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

統合準備委員会という組織はなくなっていますが、準備委員会だよりを発行するという事は可能

な形になっていますので、これからやる工事の手法などについては、皆さんに逐一お知らせしていくという形で考えております。

【長委員】

でも、統合準備委員会だよりという名前ではないですよ。組織がないのに、その組織のおたよりと言っても、出したものに対して責任を持ってないですよ。

【砂子委員】

その地域の学校だよりではだめですか。回覧で来ますよね。

【説明員（佐藤参事：地域教育推進室）】

学校には学校の考えがありまして、学校だよりに記載していただくには調整が必要になりまして。

【角田会長】

なんらかの形で通学路の安全対策などは、今後も決定の都度周知していく必要がありますね。

その他、今回のこの統合問題につきまして何かご意見等ございますか。条例の趣旨からいって公募すべきではなかったかとか、説明会にはもう少し時間を取るべきではなかったかとか。

【西委員】

資料10ページを見ていましたら、担当の課は地域教育推進室ということで、地域教育そのものではなくて学校教育の部分ではあると思いますけれども、やはり教育委員会が管轄なら教育委員会のホームページを持っていますので、学校かなにかで発信するとか、各学校の個性というのではなくて、やはり、このような資料を見てはじめて、こういう手順かと私たちにもわかりましたから、このようにやったということは発信した方が市民に親切だという気がします。私たちは年をとっていますが、親御さんたちはまだ若いですし、回覧とか見るのが暮らしの中に入っていますから、やはりそういったほうが開かれた教育行政に私はなるかなと思っています。

【角田会長】

きちんと公募すべきだったということと、説明会にももう少し時間を取るべきだということと。今のご意見で、大事なことはあらゆる手段を使ってPRしたほうがよいのではないかというご意見がありました。それ以外に何かありますか。無いようであればこの件は終わりにしたいと思います。

【砂子委員】

プレジャーボートの件ですが、危険なことはわかりますが、何か実際に事故などがあったのでしょうか。参考までにお聞かせください。

【事務局（佐々木部長）】

重大な事故があったという報告は受けてはいませんが、ただ、危ないという苦情が海水浴場の管理者には頻繁にあったという話は聞いています。

【砂子委員】

わかりました。事故が起きる前でよかったということで。

【角田会長】

他に資料5で何かご意見ご質問ありませんか。無いようですので資料6の説明をお願いします。

【事務局（田村主査）】

資料6の説明をさせていただきます。12ページをご覧ください。平成21年度の市民参加手続きに関する職員アンケートの結果です。この職員アンケートは平成15年度より毎年実施をしております。部

局ごとの回答率は12ページにあるとおりです。全体の回答率は68.9パーセント。平成20年度は54.0パーセントでしたので14.9ポイント上昇いたしました。

上がった要因としましては、昨年度、回答率が低かったことからアンケートを行う目的やアンケートの結果などを制度改正に運用していることを職員に伝えたり、研修会の中でも説明をしております。また、昨年、制定しました職員の協働指針に基づいた設問も加え、アンケートの内容を一部変えた事によるものかと思われます。

問3で市民参加制度に関わったと回答した職員は25.2パーセントです。平成20年度は29.4パーセントでしたので、約4ポイント減っています。資料1でも説明いたしましたが手続自体が減っておりますのでこちらの数字も減っているかと思われます。

問5の市民参加手続に関わって感じたプラス効果につきましては前年と比較して、大きく増減したものはありません。の十分な情報提供・情報共有ができたという選択肢は53.2パーセントになっておりまして、関わった職員の半数以上がプラスと感じております。こちらの選択肢は例年一番多い選択肢となっております。

問6の市民参加手続のプラス効果とコストとの比較については、効果はコストを下回るという選択肢は年々減っておりますが、逆に「わからない」というものが上昇しております。今年度は53.2パーセントで半数以上を占めました。

14ページは制度についての意見で自由筆記のものを掲載しております。制度については現行のままですと充分であるという意見が多くなってきておりますが、手続方法の簡素化や期間の融通性がほしいという意見もまだ多くみられます。また、市民の関心度についてですが、まだまだ市民の関心が低いということ。また、参加している方が特定の方に限られているという危惧もあります。周知方法に工夫が必要ではないかという意見もありました。一番多いものは、手続マニュアルに関することです。具体的な事例やもっと詳しいマニュアルがほしいという声が多くなっております。

16ページに問8がございます。問8は今年度から新たに設けました設問です。昨年4月に自治基本条例を制定しましたことで市民との協働に取り組むことが職員の責務となりました。昨年の5月には協働に対する職員の心構えをまとめた「職員地域協働指針」というものを策定して、職員に周知をしてきております。問8は協働に対する意識や地域との関わりについて聞いたものです。(1)は業務においてどの程度、協働を意識して仕事を進めているかということです。約75パーセントの職員が協働を意識していると回答しております。市民との協働という言葉自体はもう一般的になってきておりますので、ほとんどの職場で協働の必要性は認識しているものと思われます。(2)は協働を進める上での課題です。こちらは複数回答になっております。職員、市民ともに協働に対する理解が不足していると感じている意見がもっとも多くなっております。こちらは両方とも34.2パーセントです。また、受け持つ業務の中でどのような事業が協働に向いているのかわからないという意見も多くなっていきます。その他で自由記述をしてもらった内容については後ほどご覧ください。(3)は町内会やPTA、ボランティアなど地域活動への参加について聞いたものです。半数以上が参加していると回答しています。時間や対象によっては参加したいという職員は3割以上おりまして、職員は地域活動への参加を心がけているものと考えられます。(4)は市内で開催されるイベントへの参加について聞いたものです。市が主催するものだけではなく、団体などが主催するものも対象としております。参加を心がけている職員は1番と2番合わせますと42.1パーセント。興味のあるイベントへの参加は36.4パーセント。こ

れら3つを合わせますと78.5パーセントになります。地域や市民に関心を持つ姿勢が見られるのではないかと思います。(5)は協働に対する意見を自由に書いてもらいました。具体的な事例を紹介してほしいという意見が一番多くなっております。職員も市民との協働の必要性は充分認識していると思いますが、どのように関わったらよいのか不安に感じている職員が多いということがわかります。

アンケートの結果については以上です。

【角田会長】

はい、ありがとうございました。ただ今、平成21年度の市民参加手続に関する職員アンケートの結果を説明いただきましたけれども、私から1点。問3の平成20年度に市民参加手続に関わったかどうかの設問でございますね。これは毎年、前年度に関わったかどうかという質問でしたか。今まで関わったかどうかという設問にしたら、割合が大分変わってきませんか。

【事務局(田村主査)】

今までもすべての設問について前年度に関わったかどうかということで聞いております。

【角田会長】

今まで関わったことがある人にこれ以降の質問を聞いたら、また変わった数字が出るような気がしたものですから。

【事務局(佐々木部長)】

これは、問5でどのくらいプラス効果を感じたかということを引き張り出すための前振りの設問なのです。このアンケート自体、毎年やっているというのは市民参加の手続というものを経験を積み重ねていくことによって、どういったような職員の中に変化がでてくるだろうかということ把握したいという意図です。これまでに関わったという答えをしたとしても、それで感じたプラス効果が昔と今とは変わってきているというようなことが、もし、仮にあったとしても、今、会長がおっしゃったようなやり方では把握が難しくなってしまうということで、このようなスタイルでやっておりますから、これだけ積み重ねてくると、プラス効果などは、だいたい同じようなものに関わってきているなというところがありますので、確かにアンケートのねらいについても、先ほど会長がおっしゃったような形も含めて、もう少し見直していく必要があるのではないかという気は事務局としてもしております。

【角田会長】

はい、わかりました。

【松原委員】

問1と問3のほうに関わってくるのですが、これの母数といいますが、時間が、前年度の話なんで、例えば、総務部というところで案件としては何件あってというようなことがあると、これが慢性的に58パーセントが高いのか低いのかという議論はあるかと思いますが、この部局が58パーセントでやむなしという判断がどこかであるデータなのかどうかという話ですね。それから問3は関わったという職員が79人しかいないだろうというのか、本当は200いるのに79しかいないかというようなところはいかがでしょうか。

例えば、総務部が20年度何件あったと、そうすると、それに関わっているのは職員が31人いらっしゃるうち、5人しか絶対関わらないだろうということであれば回答数が18は多いですよ。もしかして31人全員が関わっているような仕事があるとすれば58パーセントでは総務部としてはおかしくはないかということです。

【事務局（佐々木部長）】

回答は市民参加手続に関わったか関わっていないかに関わらず出してもらうという前提でアンケートをとっているわけで、回答率が、今回、68パーセントということでしたがこれ自体は我々としては、もっと高くなっていいだろうとは思っております。このアンケートの期間中、職員に対しても出し忘れないようにという呼びかけはしてございますけれども、現状としては、過去で一番高かったのは75パーセントですから、なんとかそのくらいまでには回復させなければならないと考えております。強制的に出させているというわけでもございませんので、現状としてはこのレベルにとどまっていると、ただこれについては我々としてはまだ納得のいけるものではないと思っております。これで、答えになっていますでしょうか。

【松原委員】

なっています、少し違ってまして、例えば、総務部には市民参加に関わる案件がひとつも無かったと。だから、アンケートに対しても非常に興味が薄いということであればある程度やむなしと思えますけれど、仮に総務部では年間何件かあって、それでも前年度の56パーセントや今年度の58パーセントであれば、やはり満足できないだろうという受け止め方が、もうひとつあるのではないかと思ったのです。特に問3は関わっていなければ関わりようがないということですね。そうすると、79がまっとうなのかどうかの目安はどうでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

関わった職員がどれだけ回答を出しているかという話でしょうか。

【松原委員】

それもひとつです。

【傳法副会長】

私も初めに問1を見て、部局による違いは何なのかなと思ったんですよね。おそらく、例えば、保健福祉部の案件が概して多いところで、人と接触する内容が多いと思います。ですから、こういうアンケートの回答も多いし、そういったことに慣れているというものはあるのではないかと感じていました。その上で、総務部は31人中18人という値でこのような差がでてくるとすれば何なのかなと。市民生活部も低めと言えれば低めですよね、市民と接触しながら回答率が低いなど。前年度に比べると、今年度は回答率が上がったというのは間違いのない事実で、事務局の方々がずいぶん頑張ったことはわかりますけど、この部局の違いは何なのかと、私も疑問としては思いました。先ほど、松原委員からご質問されていましたが、自分が関与したかどうかということと、この回答率の多さとの関係で言えば、例えば、建設水道部なんかはいろいろな案件がたくさんある部局ですよね。その割には今回の回答率が少なめとだとすると、もうちょっと意識改革がする必要があるのかなと私自身は考えました。

【角田会長】

回答率そのものが、市民参加に対する意識の高い低いになるのでしょうか。

【三島委員】

100パーセントにしてもらいたいですね。

【事務局（藤田課長）】

大半はメールで回答が来ていますので、紙で出してきた職員もいますが、それを除けば部局で関わった人数は出てきます。

【角田会長】

それにしても、313人のうち25パーセントしか関わってないのですね。これは低いような気がするのですが。

【三島委員】

関わった人が79ですよ。審議会とか協議会とかが少なくなって、関わった人たちが少なくなっているということでしょうか。

【事務局(佐々木部長)】

先ほどの分析の中では、市民参加手続の件数自体が減っているということがありましたので、関わった職員の数も減っているのではないのかと推測はしていますが、ただ、それぞれの回答者がどの手続きに関わったかといったところまでは追いかけていません。

【角田会長】

資料6のアンケートの主眼点というのは問7だとは思いますが。制度上の問題点、見直しが必要な点、これについてどう考えているのか職員の意識を知りたいということでしょうか。ただ、この回答率、例えば、極力100パーセントに近づけるといいのでしょうか。先ほどの研修の話が出ていましたがついでに申し上げます。前回ですね、終わりに、職員研修をもしやっているのであれば審議会としても、どのような内容でやっているのか見てみたいという話がございます、それで事務局とも相談して、実現できるようにお話をさせてもらいましたけれども、その後、事務局も人事異動があったりしましたので、まだ、研修をやっていないのですね。

【事務局(田村主査)】

はい。まだ、研修は実施しておりません。私どもの課の職員が1名減になりまして、日中、職場をあけることができないという関係から体制が不足している状態で、年度内には開催する予定ではありますが今のところは実施できない状態です。

【角田会長】

そういうことで、体制が整って、実施する段階になりましたら、また、皆さんにお伝えいたしますが、研修の視察についてはしばらくはありませんのでご了解ください。

【長委員】

問7の15ページのマニュアルについて意見がありますが、読ませていただくと、ほとんど職員サイドの考え方からの意見のような感じがして、マニュアルを作ることは、パブリックコメントやったり、公聴会やったり、審議会やったりする時に公平性が保てるということですよ。その公平性を保つことによって市民の理解が得られると言うか、悪く言えばお役所の都合によってやる仕事ではないということが、マニュアルがあることによって市民は理解ができる、納得ができると思います。その中でマニュアルを作って悪いところがあれば、またそれを見直していくということも含めてマニュアル作りをやっていただければいいのかなと思います。そういう意味で若干、まだ市の職員の方がこのことのご理解をきちんとされていないのかなと感じたのですがいかがですか。

【事務局(藤田課長)】

市民参加手続運用マニュアルは作ってはありますが、実例というようなものはまだできていません。ただ、所管によっていろいろな事例がありますから、そのときの状況に応じて、聞き取りをしながら、こういう手続をしながら進めなくてはいけないという方法で進めてはきています。もっと具体的な事例

が出てくると、それをひとつの形として載せていくことは可能ですが、実際、やっていく上では、非常にひとつひとつの案件そのものが他の所管とは違う内容の部分が多いものですから、そういう意味でまだうまく作れていないということはあります。

【長委員】

まだ行政の仕事の中でも、タテの関係が強く残っているような気がしまして、具体的な事例を申し上げます。私の住んでいる所で、一件は聚富小中学校と望来小学校のトイレが古いままで子どもたちが使用するのに不安を感じているということで以前から取り上げていた。当然、これは厚田村時代にやっていなければならないことですが、それがされていなくて、今年度、緊急経済対策の4億円が使えるようになったのでやりますと市長から説明を受けまして、それだけお金が逼迫しているのかなと思っておりました。その反面、私の住んでいる所は昭和50年代に60町歩くらい国営パイロット事業で畑にしたところですが、その中に道路がついていまして、それが傷んだからということで補修をされた。ところが、補修はされたその道路が地域にとって必要なものだったのかとなると、私が知っている限りで半分以上が必要でなかった。不要不急なものについてきちんと検証するということがない。地域の住民には金がない、金がないと言いながら、特に古潭では、二つも施設はいらぬよということで老人クラブの建物が閉鎖になって、もう今年、老人クラブは解散をしたということでございますので、すごくお金の使い方が下手だと思います。無ければ無いように使っていただければよいのですが。

【角田会長】

今の話は、地元としての意見を言う機会が無かったという話ですか。それとも事業そのもの話ですか。

【長委員】

こういうときには市民参加の手続をしますということを決めていてマニュアルはあるのですが、どここの部署でもって対応をしてやっていくということで、先ほど言っていたように何も基本的なものがない中でやってしまうので、住民側にはすごくご都合主義でやっているのではないかと感じますよと。そういうこと自体が行政と地域との住民との間の摩擦にもなるし、トラブルにもなるでしょうし、協働などということはどうもいかないということになってしまうと思います。

【事務局（佐々木部長）】

非常に答えにくい話ですが、例えば道路では市道ですから、道路の状態がどうなっていたのかわかりませんが、その市道に例えば、穴があいていて、そこに誰かがはまってどうかなったとなると管理の責任を問われますので、管理をするサイドとしては、やはり、あいている穴はめったに人が通らないとしてもふさがなければならないと考えるのが、これはマニュアル上からいっても当然だと思います。ただ、それでも穴をふさがなくてもいいという地元での声が強いのであれば、むしろそれを市道からはずすと、それでも地元のほうとしてはかまわないというご意見をいただければ、またそれは別途検討の余地は出てくると思います。現状の中で管理している道路について何もなくていいとはなかなか役所としては、そういう判断はしにくいという事をご理解いただきたいと思います。

【長委員】

贅沢に予算があればいいのですが、地域の声があるにも関わらずやらない、あるいは削ってしまうということがある中で、地域の声も何もないところを先ほど言われたように、管理者の責任としてやるというのはいかがなものかなと感じただけで、手としては通行止めにするとか、あるいは市道からはずす

ということは十分考えられるとは思いますが。そういう意味での意見交換会というのが、やはり、なされていないという所が問題だということを私は言っているのです。そのマニュアルが必要だというのは、すくなくともスタンダードは絶対必要だということですよ。それをここの部署でやろうと勝手に色づけしていくということになると、それはスタンダードでもないしマニュアルでも何でもありませんよね。それが、地域の住民にとってはなかなか理解できない具体的なことが起きてくると、市役所は何をやっているんだというような、紅葉山小学校の統廃合にしても同じような気がします。きちんと広報などを見て理解している人はよいのですが、なかなか読まないですよ。

【角田会長】

本来、手続を踏んで意見を聴くべき事業がなされていないということですか。

【長委員】

そうではなくて、先ほど行政としての責務ということで市道の保守管理をしなければいけないというのはわかります。でも、保守管理をしなければならぬというのが必要なものかどうかを検証されたのかどうかということがあります。検証をするためには少なくとも、地域との意見交換会をすべきだと思います。タダでできるものならいいですが、金額は聞いていませんが、少なくとも大型トラック何十台で砂利を運んでいますから。

【角田会長】

今、条例で市民参加手続きをとらないとならない事業を指定していますよね。それに今の話は当てはまるような事業ですか。

【事務局(佐々木部長)】

現場の状況がわかりませんが、仮に地元では手を入れなくてもいいと言われたとしても、道路管理者としては穴があいていたらふさがなくてはならないのです。

【角田会長】

管理者としては当然そうですよね。

【長委員】

それでも、例えば市道からはずすとか、あるいは旧厚田村に古い橋があって、それが通行止めになっていまして、理由は建設した時の当時の設計図がなくて、安全かどうかわからないということのようですが、実際に地域の人と話し合って通行を止めたりしていますし、あの道路は石狩の他の人は使うのかわかりませんが、山菜採りに来て、畑を荒らしてごみを投げて行かれるための道路です。現に今でも道路にごみが捨てられています。

【砂子委員】

すみません。職員アンケートからずれてきているようなので、職員アンケートにもどられたらどうでしょう。

【角田会長】

マニュアルさえきちんとしていればという話でしたね。

【砂子委員】

では、そこに入っただけだと思います。

【角田会長】

3月の時点で、審議会の意見としても、公平な扱いをするためにも必要な手続、選択をするためのマ

マニュアルはきちんとするべきだという意見はでていましたので、できるだけ、そのマニュアルを、職員も不安にならないようなものにすれば、一番いいですね。

【三島委員】

マニュアルじゃなくてよろしいですか。今年度、問8に市民との協働や地域との関わりについてという質問が出てきていますが、昨年まではありましたか。

【事務局（田村主査）】

いいえ。今年度からです。

【三島委員】

それはどのような意図で追加されたのですか。

【事務局（田村主査）】

このアンケートは毎年4月に実施しております。昨年の4月に自治基本条例をつくりまして、5月に協働指針というものを策定しておりますので、昨年度はまだ協働指針ができていない段階でのアンケートでしたので、昨年は問8を設問は加えておりません。今年度は協働指針ができてから約1年が経過しているということで設問に加えております。

【三島委員】

わかりました。

【角田会長】

時間も迫ってきましたので。他にご質問はよろしいですか。では、他に無いようでございますので、次は資料7ですね。事務局、お願いします。

【事務局（田村主査）】

それでは、資料7と別紙で添付しました2つの資料について説明をさせていただきます。まず資料7をご覧ください。ページは21ページになります。こちらは平成20年度第3回の審議会で長委員からご質問をいただいた件です。地域への周知方法に時間差を感じるというご意見でした。こちら望来小学校の将来の方向性を決めることについての意見交換会について思われていたことで、この意見交換会は廃校を前提としたものではなく、保護者や地域の方との意見交換を繰り返しながら、望来小学校の将来の方向性を決めていきたいと思いますというものです。開催にあたりましては、児童を通じて保護者へのおたよりの配布を行ったほか、地域にお住まいの皆さまには町内回覧を利用して周知しておりますが、長委員がお住まいになっている古潭地区、こちらを厚田支所のほうで対象からもらってしまいましたことで周知が遅れました。後日、気づきました地域教育推進室のほうから古潭地区の会長さんのほうに文書を持参いたしまして、町内の回覧をしていただいています。周知の時間差についてはこういった理由により発生したものです。大変申し訳ありませんでした。

次に別紙のあい・ボードの利用についてのご案内です。クリーム色の紙です。こちらは前回の審議会の中で五十嵐委員から、あい・ボードの基準についてということでご発言がありました。このあい・ボードのご案内は利用いただける掲示物の内容や期間、形状などを掲載しているものです。市民の方や団体の方から利用の申し込みがあった場合に窓口でお渡ししています。掲示については営利を目的としない団体や個人、市内の幼稚園や保育園などの行事の案内、公的な機関が後援や協賛している行事の案内、市民活動のメンバー募集などとなっております。販売、勧誘、宗教、政治活動のほか公序良俗に反するものはお断りをさせていただきます。掲示物の内容につきましては事前に協働推進・市民の声を聴

く課にお持ちいただくかFAXをお送りいただいて内容を確認したうえで掲示をしております。五十嵐委員のご質問にありました件についても、事前にチェックをしておりますして、問題ないと判断して掲示をいたしました。あい・ボードに関する資料についての説明は以上です。

【角田会長】

ありがとうございました。前回、長委員、五十嵐委員から出された件についての説明でございますが、これでよろしいでしょうか。

【五十嵐委員】

私、政治活動と言ったのか、それとも政党活動と言ったのか、そのところは曖昧ですが、私、政治活動という言葉では出したつもりはないのです。ただ、政党活動と政治活動は少し違うものですから、政党と言ったつもりなのですが、もう一度チェックしていただきたいと思います。

【角田会長】

前回の話でははがされたというお話でしたか。掲示してあったけれどもはがされたと。

【五十嵐委員】

そうです。次の日くらいにはがれていました。近くにも聞いていた人がいて。

【砂子委員】

2週間の期限を過ぎたということではないですか。

【五十嵐委員】

いいえ。そうではなかったなので、この場で問題にしました。

【角田会長】

今の説明のとおり、あい・ボードそのものについてはこういう基準があって、これに則って審査をし、承認印を押すようになっていきますから、そう極端なことはないと思いますけれどもね。

【五十嵐委員】

そう思いましたが、たまたまそういうようなものを見つけて、見ている人が何人もいますから、私に確認をしてみしてほしいという話だったのです。そういうことですから、もう一度、政党活動と政治活動の違いをはっきりさせてほしいと。

【傳法副会長】

五十嵐委員がもし、そのところでお考えがあるのであればかえって言っていただいたほうがいいのではないのでしょうか。私からすれば政治活動も政党活動も両方、政治活動と捉えています。

【五十嵐委員】

一応、この会議が終わりまして、下で掲示物を見せてもらいました。それで検討してみますという話だったと思います。具体的には忘れまして。

【三島委員】

五十嵐委員にお尋ねしますが、何々政党というようにあい・ボードのチラシに書かれたらよくないというお話ですか。

【五十嵐委員】

それは書いてはいないと思います。

【三島委員】

そうですか。書いてなくて政党活動とわかるような。

【五十嵐委員】

書いてなくてもわかるというような感じが非常にしたので。

【砂子委員】

でも、市民の声を聴く課でチェックをして、許可して貼ったものでしょう。それなのに、そういう意見があったからといってはがすというのはおかしいでしょう。誰がはがしたかわかりませんが。

【五十嵐委員】

あい・ボードに貼っているものがおかしいということで、私も他の人も見ました。そして私がこの会議で話をして、帰りにイラシを見せていただいて、検討するということでした。そして今、政治活動も政党活動も関係ないと言っていますので、それはそれで納得しました。

【角田会長】

逆に言うと、五十嵐委員としましたら、1番目にある定義の仕方は甘いのではないかというご意見なのかなと思ったのです。いわゆる管理基準そのものが甘いので、もっと厳しくすべきではないかと。

【五十嵐委員】

そういうことではないです。

【砂子委員】

基準をもらったので、これからはこれを持ってあい・ボード見たらいいのではないですか。

【五十嵐委員】

私は、一応、聞いておきたいと思っただけです。

【角田会長】

では、この件についてはよろしいですか。

【五十嵐委員】

はい、結構です。

【角田会長】

これで一通り、本日出していただいた資料の議論は終わりましたけれども、全体的に何かご質問等ございましたらお話しください。

【三島委員】

職員アンケートですが、全体的な回答ではなく、実際に市民参加手続に関わった職員の回答を見たいと思うのですが、それはできませんか。

【角田会長】

問3で関わったことがあるという以外の質問ですか。

【三島委員】

実際に市民参加手続に関わらないような部署にいる人たちが毎年毎年アンケートをされても、自分にあまり関係ないのでという形で回答しているのかもしれないと思うのです。そうではいけないとは思いますが、実際に経験していないとなかなか出てこないのではないのでしょうか。

【角田会長】

アンケートのやり方としては、参加した人にも参加していない人にも聞いているわけですね。

【三島委員】

もう少し生の声が。

【角田会長】

事務局としてはどうですか。

【事務局（佐々木部長）】

問4以降は関わった職員だけが答えています。こういうような設問を設けるべきだというのがおありであれば、次年度以降のアンケートの仕方に反映させていけると思いますが。

【角田会長】

三島委員として何か聞いてみたいことがありますか。

【三島委員】

所属部局全体で出される数字がおかしくなるような気がするのです。

【傳法副会長】

私は違う意味でこの部局による差があることが問題だと思っています。石狩市全体でこうやって市民の声を聴くことは大切な施策なわけで、そういうような立場で仕事をやらなければならない人たちの中で、これだけ部局による差があるならば、やはり市民の声を取り入れて、市民の声を聴きながら行政を進めていく立場が、まだそういう意味では足りないのかなと思いました。昨年に比べれば間違いなく15パーセント近く良くなっていることは事実ですけれども、去年と同じ傾向があって、どちらかというところ、責任のある立場の人たちは回答率がよくて、一般職になってくると低いというのは、一般的に事務を行うような立場の人たちが市民の声を聴くために正しいマニュアルにしたがって処理ができていないのではないかと思いました。ですから、先ほど道路のことで長委員がおっしゃいましたけれど、もしかしたら自分たちの仕事が優先して、市民の声を聴くということが欠けていたと言われても、この数値なら仕方がないかなと。悪く言えばですが、そういうことにもなりかねないので、やはり充分市民の声を聴いて仕事をしていくという姿勢を表してほしいと私は思いました。

【青木委員】

私も職員アンケートに書かれているものを拝見しまして、私自身人のことは言えませんが市民の意識不足を感じたということと、もうひとつ問4についてのところ、審議会の力が強くて意見が反映されなかったということが書かれていますね。そういうことは審議会が強くても、お互いに話し合って納得しないといけないと思うのですが、このところが何か引っかかっています。もっと職員の意識が高ければ市民の声を活かしていけるように思うのですが。

【事務局（藤田課長）】

先ほど皆さんからの意見を聞かせていただいて、やはり市民参加手続に関係していない部署においては、市民の声をきちんと聴いていくというところが、まだ低いのかなと思いました。そういった意味では私どもの市民の声を聴く課から、各担当していない部署のほうに、市民参加の意図が伝わるように進めていきたいと思っております。今のところどのような方策でやっていけばよいのかは出てきていませんが、先ほどから出されておりました、マニュアルについても、早くに作成する必要があると思っております。体制が整って参りましたら作業に取り掛かりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

【松原委員】

問3のところもそうですが、関わっていないというのは、関わる業務がなくて関わっていないのか、あったけれども関わっていないのかということでは少し違って来るかと思えます。そういうような切り

口みたいなものが必要で、これでアンケートの結果によって、次になんか手を打とうとしているのですよね。問3の関わったという25パーセントが高いのか低いかわからないとしたら、何を手を打つかという、手の打ちようがないだろうと。次に問8にいきまして、業務上での協働の意識ということで、1番と2番でだいたい75パーセントですね。残り25パーセントの方は必要ないかあまり意識していないというレベルでしょう。では、これをどのように手を打っていかうかというようなことにつなげるためのアンケートのやり方でなければ、意識していない人は意識しなくてもいいのかどうかという判断をどこかでしているから75パーセントでいいということか、この人たちは次のステップで90パーセントまで持っていくにはどういう手を打って改善していくのかということまで、掘り下げないとこのアンケートは活かされないのではないかという気がしますけれども。いかがでしょう。

【事務局（佐々木部長）】

それはおっしゃるとおりだと思います。例えば、次の一手をどうするかといったことも含めて、この審議会の中でご議論いただければいいかなと思っておりまして、これらのアンケートは議論の材料としていただくためにお出ししているわけでございまして、先ほどからいろいろとご審議いただいておりますが、この職員アンケートをもう少し細かく分析ができるようです。例えば、部局ごとにするとか、その回答の内容とか、そういったこともできるようでありますので、次回までにもう少し細かく、それぞれの部局がどれだけの市民参加手続をやったのかといったこととも関連づけて、次回また出させていただきたいと思います。

【角田会長】

ぜひ、お願いします。他には何かございますか。

【三島委員】

問8の市民との協働や地域との関わりについてという設問があって、市民の意識のところにもいろいろ書かれていますが、市の職員の中にはこれに対して勉強して、市民との協働を一生懸命やっていくのはわかりますが、市民も逆に成長していかなければいけないということもあると思うので、できれば事務手続のところなどで、市との協働に関してのマニュアルみたいなものがあつたらいいのかなと思います。どのように言ったらいいのかよくわからないのですが、市民が市と一緒に何かをやっていく時の指針みたいなものが、市民も成長していくためには必要なのかなと思います。おんぶに抱っこであれを出してくださいこれを出してくださいと指示されるのも、ひとつの成長の仕方かと思いますが、ある程度のものであれば市民も考えて、ある程度そろえて持っていけるということがあるのではないかと思います。

【角田会長】

自治基本条例も新たに作っていますよね。あの中でも市民の責務も謳われていますが、さらに具体的にマニュアル的なものが必要ではないかということですね。

【三島委員】

そうすると、なんとなく、おんぶに抱っこではなくて、ある程度、自分たちで考えて持っていくというようになれば、両方とも楽になるのかなという気がします。これを読むと市民がすごくお荷物になっているのかなという感じがします。

【角田会長】

具体的な議論はしていませんが、この審議会でも市民の参加意識をどうやって高められるかということのポイントとしては議題に出ていましたのでその辺りにもつながりますね。

【砂子委員】

私も三島委員と似たことを感じていて、職員の意識と言っていますが、私たち市民も、市役所がいろいろな企画して、町内会の防災訓練をやっても役員以外は誰も来ないと聞きました。やはり市民の成長は必要だと私もいつも思っています。審議会の委員もそうですが、だいたい同じ人があちこちでどこかの委員をしていることが多いですね。職員だけではなくて市民も、みんな意識を持てるようなものが何かないかなといつも思っています。

【角田会長】

意識を高めるためにどうしたらよいのかということですね。話題には出てきますが、なかなか具体策が出てきません。次回もありますので、次回あたりそこのところもう少しつめて具体的に提言できればと思います。必要性はわかりますが、具体的にどうすればいいのかということですね。職員も市民も意識が低いのではないかと気がしますが、だとすれば具体的にどうするべきか。今日は時間もきましたので、次回はそのあたりをメインに議論していきたいと思います。

【西委員】

18ページの真ん中に協働の事例を紹介してほしいとのことで同様の意見が11件あって大変興味深く見ました。マニュアルとかスタンダードということが先ほどから出ていますけれども、なかなかマニュアルは作成できないかなと思ったり、スタンダードがあるようでないような市民参加かなと思っているのですが、具体的な事例として、こういうものが協働のあり方のひとつだということを、職員の方に読んでいただく、示していただくということはやはり有効ですし、地域が意識を持つときにもこういうものが協働なのかというイメージが掴みやすいかなという気がしました。

【長委員】

先ほどの西委員のご意見にひとつの事例としてご紹介します。厚田区で今月行われるスポーツと食の体験が今年で3回目になると思いますけれども、資料もあると思いますので、もしよろしければ審議会で協働の事例ということで情報収集をしてきていただけて用意していただければと思います。

【事務局(佐々木部長)】

はい、わかりました。

【角田会長】

他に何かありますか。それでは無いようですし、時間もちょうどまいりましたので、この辺で本日は終了いたします。事務局から何か連絡はございますか。

【事務局(岩本主査)】

事務局の岩本です。皆様のお手元にカラーのチラシが配られていると思いますが、こちらの協働に関する講座についてご案内をさせていただきたいと思います。この講座では協働についてのその目的ですとか、内容、必要性などをいろいろな事例を紹介しながらわかりやすく学ぶための講座で、お招きする川北氏は去年の10月に石狩市でも講演されております。先ほどの委員会の中でマニュアル、市民に対してのマニュアルが必要ではないかというお話もありましたけれども、こちらの講座で協働とはどういったものなのかと学ぶ良い機会になります。そして、さまざまな全国の紹介事例をこちらの中でも紹介してもらえます。市と市民活動情報センターのぼぼら一とを指定管理しているひとまちつなぎ石狩の共催で行います。もし、お時間が許しましたら、皆さまにおかれましても、ぜひご参加いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

【事務局（藤田課長）】

それでは、次回の提出資料関係の確認ですが、先ほどの五十嵐委員から出ました、若葉カルチャーセンターについて状況を確認するというのが1点、それから2点目は職員アンケートについて、さらに詳しい分析をした資料を出させていただきます。それから、長委員からのスポーツと食の体験という厚田の事例を資料として出していただきたいという以上3点です。それから次回は市民側の意識を向上させるためにはどうしたらよいか、さらに職員の意識を向上させるためにはどうしたらよいかという具体策も検討していく必要があるという意見が出されていきました。次回もよろしくお願いいたします。

【角田会長】

次回はいつ頃になりますか。

【事務局（藤田課長）】

9月頃になるかと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。また、みなさんの日程等確認させていただいてご都合のよい時期に設定させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【角田会長】

ただ今、事務局のほうから次回は9月ということでございます。また近くなりましたら事務局のほうから日程調整の文書が行くと思いますのでよろしくお願いいたします。それではこれで本日の審議は終了させていただきます。長時間ありがとうございました。

平成21年7月18日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会

会 長 角 田 義 寛